【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年６月28日
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員　寺村　久義
【本店の所在の場所】	東京都杉並区上井草一丁目33番５号
【電話番号】	（03）3395－3001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員経営統括本部長　矢田　欣也
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区上井草一丁目33番５号
【電話番号】	（03）3395－3001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員経営統括本部長　矢田　欣也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成29年６月26日開催の当社第51期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年６月26日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当金を当社普通株式１株につき７円50銭とする。

第２号議案　株式併合の件

当社普通株式について、10株を１株に併合する。

第３号議案　定款一部変更の件

① 第２号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式の総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第６条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を48,000,000株から、4,800,000株に変更する。

② 同じく第２号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、当社株式の売買の利便性及び流動性の向上を図るため、現行定款第８条（単元株式数）が規定する当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する。

③ 現行定款第６条（発行可能株式総数）及び第８条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除する。

第４号議案　取締役３名選任の件

取締役として、青池悟、小田部裕行、五嶋美樹の３氏を選任する。

第５号議案　監査役１名選任の件

監査役として、丸野登紀子氏を選任する。

第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役に対し、一定の基準に従って退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第１号議案	8,461	12	0	（注）１	可決（94.83%）
第２号議案	8,453	20	0	（注）２	可決（94.74%）
第３号議案	8,454	19	0	（注）２	可決（94.75%）
第４号議案				（注）３	
青池　悟	8,441	32	0		可決（94.60%）
小田部　裕行	8,440	33	0		可決（94.59%）
五嶋　美樹	8,447	26	0		可決（94.67%）
第５号議案				（注）３	
丸野　登紀子	8,460	13	0		可決（94.82%）
第６号議案	8,416	57	0	（注）１	可決（94.32%）

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。